

孤独・孤立対策に関する本市の主な取組

別紙 1

1 複合的課題・横断的取組への対応

(1) ひきこもり対策

取 組	概 要	ホームページ	所管課
ひきこもり支援	ひきこもり状態にある方への包括的な支援の調整役を担う「連携支援推進係長」を、各区役所・支所保健福祉センターに1名ずつ、計14名配置。 支援方針や支援の役割分担を組織的に決定する「支援調整会議」を区役所・支所ごとに設置。 保健福祉センターの各課・室が主体的に関わってもなお制度の狭間となるひきこもり状態にある方や家族に伴走型の支援を行う「よりそい支援員」を配置。	—	保健福祉局 健康長寿企画課 (ℒ746-7713)
	全年齢に対応する一つの相談窓口を設置（「よりそい・つなぐ」相談窓口（京都市ひきこもり相談窓口））し、支援の入口を分かりやすく示す。 【実績】（令和5年度） 「よりそい・つなぐ」相談窓口（京都市ひきこもり相談窓口）相談件数369件 相談窓口と支援の中心となる保健福祉センターとを合わせて「ひきこもり地域支援センター」として位置付け。	「よりそい・つなぐ」相談窓口 （京都市ひきこもり相談窓口）	保健福祉局 健康長寿企画課 (ℒ746-7713)
	状況や背景が様々である当事者やその家族に対し、それぞれの状況等に応じた社会参加の場を確保することを目的に、「京都市ひきこもり支援事業補助金」を運用。 【実績】 ・令和5年度採択件数 6件	京都市ひきこもり支援事業 補助金	保健福祉局 健康長寿企画課 (ℒ746-7713)

(2) 再犯防止対策

取 組	概 要	ホームページ	所管課
再犯防止推進事業	京都市では、やり直すことができる社会と安心・安全なまちの実現を目指して、国や民間団体と連携しながら再犯防止に取り組んでいる。 【令和5年度の主な施策】 新たな犯罪被害者を生み出さず、罪を償い社会の一員として再出発する人の社会復帰を促進するため、①更生支援相談員による切れ目ない支援の推進、②ハンドブック「つなぐ つながる」の改訂、③生きづらさを抱える若年者の居場所づくりに対する補助制度の活用、④再犯防止・更生支援に関する理解促進に向けた広報啓発活動⑤京都の文化力をいかした矯正施設入所者等に対する更生意欲等の喚起に取り組む。 【令和5年度の主な実績】 ・刑事司法関係機関へのサポート＜サポート件数（助言・協議等）：129件＞ ・刑事司法関係機関等と連携した研修会の開催（2回開催、参加者87名） ・ハンドブック「つなぐ つながる」の配布 ・生きづらさを抱える若年者の居場所づくりに対する補助金の交付 ・再犯防止・更生支援に関する理解促進に向けた広報啓発活動として啓発冊子「あしたの京都」を発行 ・京都の文化力をいかした矯正施設入所者等に対する更生意欲等の喚起	再犯防止の取組	保健福祉局 生活福祉課 (ℒ251-1175)

(3) 民生児童委員

取 組	概 要	ホームページ	所管課
民生児童委員	それぞれ担当区域において、住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障害世帯の見守りや安否確認などの役割を担う。 【実績】 ・定数（委嘱数） 2,728人（2,690人） ※令和6年4月1日時点 ・委嘱率 98.6%	民生児童委員	保健福祉局 健康長寿企画課 (ℒ746-7713)

(4) 不良な生活環境解消支援（ごみ屋敷対策）

取 組	概 要	ホームページ	所管課
不良な生活環境（いわゆる「ごみ屋敷」）を解消するための支援	いわゆる「ごみ屋敷」を、単にごみの堆積だけの問題とせず、その人が抱える課題に向き合い、人に寄り添う支援を行うため、各区役所・支所に、区長・担当区長をリーダーとして対策事務局を設置し、地域力推進室、保健福祉センター、消防署、土木みどり事務所、まち美化事務所等の関係部署が、関係機関や地域団体と連携して取組を推進している。 【実績】（取組を開始した平成26年度～令和6年3月末の累積値） ① ごみ屋敷と判定したもの 320件 ② ①のうち、清掃などの支援につながったもの 315件 ③ ②のうち、ごみ屋敷を解消したもの 290件	不良な生活環境（ごみ屋敷） の解消のために	保健福祉局 保健福祉総務課 (ℒ746-7713)

2 制度のはざまへの対応

○ 地域あんしん支援員

取 組	概 要	ホームページ	所管課
地域あんしん支援員の設置	社会的孤立等の状態にあり、制度の狭間や支援の拒否といった、福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、支援につながっていない方等に対して、継続して寄り添いながら、地域や関係機関と連携・協働し、適切な支援に結び付ける「地域あんしん支援員」を全区役所・支所単位に配置（計14名）している。 【実績】（取組を開始した平成26年度～令和6年9月までの累積値） 支援世帯数（うち課題解決が進んだ世帯） 346世帯（242世帯）	—	保健福祉局 健康長寿企画課 （ℒ746-7713）

3 分野ごとの取組

(1) 自殺対策

取 組	概 要	ホームページ	所管課
自殺予防対策	平成22年に策定した「きょう いのち ほっとプラン」（京都市自殺総合対策推進計画）を平成29年3月に改定し、関係機関・団体との連携の下、市民への啓発や相談・支援の充実、関係団体・関係職員に対する研修会の実施によるゲートキーパー等の人材育成、自殺未遂者や自死遺族への支援等に取り組んできた。令和5年3月に「第3次 きょう いのち ほっとプラン」を策定し、孤独・孤立対策や新型コロナウイルス感染症の影響による暮らしの不安やこころの悩みなど、新たな課題にも対応するため、「誰も自殺に追い込まれることのない京都市の実現」を目指して取り組んでいる。 【実績】令和4年の警察庁統計。 ・京都市の自殺者数 223人	こころの健康増進センター	保健福祉局 こころの健康増進センター （ℒ314-0355）

(2) 生活困窮対策

取 組	概 要	ホームページ	所管課
生活困窮者自立相談支援窓口の設置及び相談支援員による支援	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方を対象として、本庁生活福祉課に専用窓口を設け、専任の相談支援員を配置し、相談面接、行政手続の補助、就労支援などを実施している。 【実績】（令和5年度） ・新規相談受付件数（うち支援者数） 1,133件（281件）	生活困窮者自立支援制度	保健福祉局 生活福祉課 （ℒ251-2525）
チャレンジ就労体験事業の実施	離職期間の長期化等により就労意欲・自尊意識が低下している方や社会生活・日常生活の基盤が確立できていない方等は、直ちに一般就労が困難であるため、就労に向けた段階的な支援が必要になる。 また、様々な理由で就労が困難となるなど、社会参加の機会が減少し、社会的な居場所を失った方に対する社会参加、社会復帰に向けた支援も求められている。そういった方々を対象に、就労体験ができる場を提供することにより、それぞれの自立目標（経済的自立、社会生活自立）に向けた支援を行い、自立の助長を図っている。 【実績】（令和5年度） ・支援対象者数（うち就労体験に至った者） 144件（121件）		
ホームレスの方が居宅生活に移行した後の定着支援	ホームレス状態から居宅生活へ移行した方を対象に、家計簿作成等による金銭管理支援や調理の実技指導を行うなど、生活能力の向上に向けた訓練を実施している。 また、特に精神疾患を抱えた方を対象に、孤立を防止するグループワークや作業等を通じた生きがいがづくりなどに取り組んでいる。 【実績】（令和5年度） ①生活能力の向上に向けた支援 ・延べ支援回数 1,191回 ②グループワークや生きがいがづくりの取組 ・延べ支援回数 345回	—	保健福祉局 生活福祉課 （ℒ251-1175）

(3) 子ども・若者支援

取 組		概 要	ホームページ	所管課
居場所づくり	子どもの居場所づくり支援	地域や民間団体等によって運営される子ども食堂や学習支援などの子どもの居場所について、より幅広い地域での運営を目指すとともに、継続的に運営できるよう、立上げに係る初期費用の補助を実施 【実績】 ・R4：9団体、R5：5団体、R6：3団体（令和6年7月時点） ・子どもの居場所は市内で約220か所（令和6年7月時点）	<u>子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業</u> 令和6年度「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」の募集について	子ども若者はぐくみ局 子ども家庭支援課 （℡ 746-7625）
	生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援	家庭環境や学習面で高校進学に課題を抱える中学生等に対して、学習会の開催及びボランティアの学生との交流を通じて、自己肯定感を高め、安心して過ごせる居場所づくり支援を行う。 【実績】 ・市内18か所で開催（令和6年7月時点） ・令和5年度の登録者数は321名	京都市ユースサービス協会	子ども若者はぐくみ局 子ども家庭支援課 （℡ 746-7625）
	社会的養護経験者の自立支援	本市独自の調査により、児童養護施設等の退所者については、退所後も頼る大人が少なく、孤立しやすい傾向にあることが判明したことから、相談窓口、早い時期からの情報提供、つなぐ支援等の支援を実施 【実績】 ・市内7か所の青少年活動センターの相談窓口でも対応可能としたほか、月1回退所者同士等が集まる交流事業「いこいーな」を実施 ・当事者等の声を聴きながら、退所者向け生活ハンドブック「船出のためのナビ」を作成 ・児童養護施設等の自立支援担当職員等が入所中から退所後を見据えた相談に応じるとともに、退所後も関係機関と連携のうえ、訪問・相談等を実施	京都市ユースサービス協会 退所者向け生活ハンドブック「船出のためのナビ」	子ども若者はぐくみ局 子ども家庭支援課 （℡ 746-7625）
	青少年活動センター	「青少年の自己成長の支援（ユースサービス）」を基本理念に、青少年（13～30歳）が子どもから大人へと成長していくことを支援するため、市内7か所の青少年活動センターにおいて、青少年の自主的活動の支援や安心して過ごせる居場所事業を実施している。 【実績】（令和5年度） ・青少年活動センターの利用者数 433,589人（一般利用除く）	青少年活動センター	子ども若者はぐくみ局 育成推進課 （℡ 748-0016）
相談・支援	子ども・若者総合相談窓口	働くこと、学校のこと、家庭のことなど様々な悩みを持つ子ども・若者（30歳代まで）やその保護者等からの相談に応じて、適切な支援機関の紹介や情報提供等を実施している。 【実績】（令和5年度） 相談件数：578件	子ども・若者総合相談窓口	子ども若者はぐくみ局 育成推進課 （℡ 748-0016）
地域での見守り支援	京都市子どもの見守り活動支援事業補助金	子ども食堂等の子どもの居場所づくりや子育て家庭への食品配送事業を行っている団体に対し、活動を通じて実施する子どもの見守り活動に係る経費を補助する。 【実績】（令和5年度） 交付団体：34団体 ※ 令和6年度の募集は既に終了	「令和6年度京都市子どもの見守り活動支援事業補助金」の募集について	子ども若者はぐくみ局 子ども家庭支援課 （℡ 746-7625）
虐待の未然防止	ショートステイ事業の充実	家庭での養育が一時的に困難となった場合に利用可能な「ショートステイ事業」について、新たに利用要件に「育児疲れ」を追加し、子育ての一時的な休息場所としても利用可能としたうえで、順次、実施場所を拡大 【実績】 ・令和4年度：延7,983人、令和5年度：延7,738人 ・拡充の経過 13か所目：令和2年10月に下京区に追加（きょうと里親支援・ショートステイ事業拠点） ※ 同施設は、管轄区域の里親支援も併せて実施 14か所目：令和3年2月に南区に追加（自立援助ホームマイルストーン） 15か所目：令和3年4月に伏見区深草に追加（メリーアティック ポンド）	京都市子育て支援短期利用事業	子ども若者はぐくみ局 子ども家庭支援課 （℡ 746-7625）
	要保護児童対策地域協議会	要保護要支援児童の適切な保護及び支援の実施を図るため、守秘義務を参加者に課したうえで、関係機関で必要な情報交換を実施 【実績】 ・登録児童：2,425（令和6年3月末時点） ・関係機関：保育園等・幼稚園、市立学校園、児童館・学童保育所、障害児施設等 ・直近の取組 → 令和元年度から、実務者会議に「教育委員会指導部生徒指導課指導主事」が参加 → 令和3年度から、実務者会議に「京都府警察（所轄警察署）」が順次参加	京都市要保護児童対策地域協議会	子ども若者はぐくみ局 子ども家庭支援課 （℡ 746-7625）

(4) 障害者支援

取 組	概 要	ホームページ	所管課
障害者休日・夜間相談受付センター	区役所・支所及び障害者地域生活支援センターの閉所時間帯に、京都市にお住まいの障害のある方やその家族等からの電話・FAXによる障害福祉の制度や手続、日常生活の中で不安や困りごと等の相談について、制度説明や情報提供、アドバイス等を行う。 【実績】 ・相談件数 2,822件【令和4年度】	障害福祉施策情報・相談等の窓口	
障害者相談員	障害のある市民及びその家族等からの相談に応じるとともに、ピアカウンセリングを行い、障害のある市民の福祉の増進を図るとともに、その家族の負担軽減を図る。 【実績】 ・定数（委嘱者数） 117人（110人）【令和5年4月1日時点】 ・相談件数 1,115件【令和4年度】		
京都市発達障害者支援センター「かがやき」	発達障害（自閉症スペクトラム、注意欠如・多動性障害、学習障害等）のある方とその家族等を対象に、相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発及び研修を総合的に実施する。 【実績】令和4年度 ・発達支援 20人 ・相談支援 1,067人 ・就労支援 545人 ・研修 45回	京都市発達障害者支援センター「かがやき」	保健福祉局 障害保健福祉推進室 （ℓ 2 2 2 - 4 1 6 1）
精神保健福祉相談	区役所・支所保健福祉センターにおいて、精神科医師や精神保健福祉相談員等がこころの健康に関する相談を受ける。 【実績】令和5年度 ・相談日の相談 702件 ・相談日以外（面接、電話） 18,839件 ・訪問相談 2,665件	障害福祉施策情報・相談等の窓口	
こころのサポートふれあい交流サロン	精神障害のある方の地域社会における孤立を防ぐため、地域での交流の場、社会性や社交能力を養う場を確保するとともに、相談支援及び関係機関とも連携したフォローアップを実施する。 【実績】 ・利用延人数：当事者 14,869人、その他 6,384人【令和5年度】	こころのサポートふれあい交流サロン	
あんしんネット119 （緊急通報システム）	急にからだの具合が悪くなったり、火災などの突発的な事故などがあった場合、通報装置（本体、ペンダント型、まくら元用）の緊急ボタンを押すと消防局指令センターに通報され、救急車や消防車、あらかじめ登録している近所の協力が駆けつける。また、相談ボタンを押すと自動的に相談センターにつながり、常駐する専門の相談員による、保健・健康に関する相談が受けられる。 【対象者】 ① 概ね65歳以上の一人暮らしの高齢者や高齢者のみで構成する世帯等で、緊急事態に自分で対処することが困難な方 ② ひとり暮らしの1、2級の重度の障害のある方や重度の障害のある方のみで構成する世帯等で、緊急事態に自分で対処することが困難な方 【実績】（令和6年度5月末 稼働台数） ① 高齢 3491台 ② 障害 110台	障害福祉施策情報（在宅福祉サービス）	保健福祉局 障害保健福祉推進室 （ℓ 2 2 2 - 4 1 6 1）
		日常生活に関する支援	保健福祉局 介護ケア推進課 （ℓ 2 1 3 - 5 8 7 1）
		緊急通報システム	
		緊急通報システムに連動する住宅用火災警報器	消防局 予防部予防課 （ℓ 2 1 2 - 6 6 7 2）
地域における見守り活動促進事業	災害時の避難支援に特に配慮が必要な高齢者や障害のある方などに対し、緊急時の迅速な対応にもつながる、日常的な見守り体制の充実を図っていく仕組みとして、地域の関係機関・関係団体との連携の下、「避難行動要支援者名簿を活用した地域における見守り活動促進事業」を実施している。 この事業は、避難行動要支援者名簿登録者などのうち、個人情報を提供する同意を得た方を登録した「見守り名簿」を「見守り活動団体」に貸し出し、日頃の見守り活動の充実を図るものであったが、同意取得率が20％程度で推移し、地域において避難行動要支援者の把握が十分に行えないといった課題があった。そのため、令和3年12月、より多くの方の情報を地域に提供できるよう、京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例を制定し、拒否の申出があった方を除く名簿を地域に提供できる仕組みを構築した。 今後は、当該条例に基づき作成する避難行動要支援者名簿を本市と協定を締結した避難支援等関係者に提供し、日頃の見守り活動の充実を図る。 【避難行動要支援者名簿登録者数】75,341人（令和6年4月現在） （うち、地域への提供者数 67,171人） 【避難行動要支援者名簿登録者】 ①要介護3以上の者 ②65歳以上の要介護1・2、要支援1・2の単身世帯等の者 ③障害支援区分4以上の者 ④身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定を所有する単身世帯等の者 ⑤緊急通報システム事業登録者 ⑥65歳以上の単身世帯の方 ※②及び④の「等」とは、①～⑤の方のみで構成される世帯。 ⑥の方は、本市に個人情報提供同意書を提出することが必要。	京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例について	保健福祉局 保健福祉総務課 （ℓ 2 2 2 - 3 3 6 6）

障害者芸術支援	○天才アートＫＹＯＴＯ（特定非営利法人障害者芸術推進研究機構） 障害のある人が持つ高い創造力とその芸術性の社会的認知を高め、広く世界の芸術の発展にも寄与することを目的として、展覧会をはじめ、登録アーティストへのアート工創作活動支援など、様々な活動を実施している。 【実績】 ・展覧会の開催 ・登録アーティスト（４１名）にアート工を提供する「制作会」 ・作品アーカイブの活用事業 ○文化庁と連携した「CONNECT²__（コネクト）」の開催 文化芸術を通して共生社会や多様性について関心を深めることを目的として、１２月の障害者週間にあわせて、文化庁主催により「CONNECT²__（コネクト）」を開催した。 【実績】 会期：令和５年１２月１日～１２月１７日 会場：京都国立近代美術館、京都市京セラ美術館、京都府立図書館、ロームシアター京都、京都市動物園、京都市勧業館みやこめっせ	—	「CONNECT²__（コネクト）」 文化市民局 文化芸術企画課 （℡２２２－４２００）
---------	---	---	---

(5) 高齢者支援

取 組	概 要	ホームページ	所管課
老人福祉員	老人福祉員が、ひとり暮らし高齢者等を訪問し、安否の確認、話し相手、連絡等を行い、地域社会において高齢者が安心して日常生活を営むことができるようにすることにより、一人暮らし高齢者等の福祉の向上を図る。 【実績】 ・定数（委嘱者数） １,４７２人（１,４４０人）【令和６年４月１日時点】 ・訪問している一人暮らし高齢者数 ３１,２７１人【令和５年度調査結果】	民生委員・児童委員、老人福祉員	保健福祉局 健康長寿企画課 （℡ ７ ４ ６－７ ７ １ ３）
健康長寿サロン（高齢者の居場所）	高齢者が自由に集うことができ、高齢者同士や高齢者と各世代との交流を促進し、地域からの孤立の防止、認知症の早期発見及び進行防止、介護予防等を図る健康長寿サロン（高齢者の居場所）の設置を進めている。 【実績】 ・健康長寿サロン設置箇所数 ２９１か所（令和５年度末）	健康長寿サロン	保健福祉局 健康長寿企画課 （℡ ７ ４ ６－７ ７ １ ３）
高齢サポート職員による一人暮らし高齢者全戸訪問	高齢サポート職員が、一人暮らし高齢者への訪問活動を実施することにより、支援が必要な高齢者を把握し、必要に応じて介護サービスの利用、日常的な見守り等の適切な支援につなげる。 【実績】（令和５年度） ・訪問活動実施状況 ６７,６５０人	高齢サポート(地域包括支援センター)	保健福祉局 健康長寿企画課 （℡ ７ ４ ６－７ ７ ３ ４）
地域介護予防推進事業	地域介護予防推進センターの専門スタッフが、地域の身近な会場で高齢者に対して介護予防教室等を行うほか、身近な地域で自主的に介護予防に取り組むグループに対し、助言等の支援を実施する。 【実績】（令和５年度） ①介護予防普及啓発事業（開催回数） ・介護予防教室 １３,３７８回 ・講演会等 ４,００９回 ・訪問型事業 １９２回 ②地域介護予防活動支援事業（開催回数） ・自主活動支援研修会、自主グループ育成支援等 ９,０６２回	地域介護予防推進センター	保健福祉局 健康長寿企画課 （℡ ２ ２ ２－３ ４ １ ９）
健康すこやか学級	要支援・要介護認定非該当（自立）の方を対象に、地域の身近な施設等を利用して、簡易な体操等の活動を行うことにより、要支援又は要介護状態への進行を予防するとともに、高齢者の社会参加の促進や閉じこもりの防止を図る。 また、新しい生活様式を踏まえ、屋外での取組やオンラインを活用した取組、訪問活動なども実施している。 なお、社会福祉法人京都市社会福祉協議会が、事業の受託法人であり、学区単位で開催している。 【実績】（令和５年度） ・実施学区数 ２０８学区 ・実施回数 ６,３３７回 ・参加者数 延べ１０７,２８９人	健康すこやか学級	保健福祉局 健康長寿企画課 （℡ ７ ４ ６－７ ７ １ ３）
高齢者すまい・生活支援事業	原則６５歳以上の一人暮らしの方等で、地域での継続的な生活の確保に向けて見守り・生活相談等の支援を必要としていて、住み替えを希望している方を対象とした、不動産事業者による「低廉な住まい」と社会福祉法人による「見守り」等のサービスを一体的に提供する事業に取り組む。 【実績】（令和６年３月末時点） ・累積成約件数 １１０件 ・実施地域 北区、上京区、左京区、東山区、山科区、南区、右京区、伏見区	京都市すこやか住宅ネット	都市計画局 住宅政策課 （℡ ２ ２ ２－３ ６ ６ ６）
		京都市高齢者すまい・生活支援事業	保健福祉局 介護ケア推進課 （℡ ２ １ ３－５ ８ ７ １）
【再掲】 あんしんネット１１９ （緊急通報システム）	障害者支援の同項目と同内容	日常生活に関する支援	保健福祉局 介護ケア推進課 （℡ ２ １ ３－５ ８ ７ １）
【再掲】 地域における見守り活動促進事業	障害者支援の同項目と同内容	京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例について	保健福祉局 保健福祉総務課 （℡ ２ ２ ２－３ ３ ６ ６）

(6) その他

取 組	概 要	ホームページ	所管課
いじめ対策	(共通) ○「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」の徹底 ・ささいな兆候や懸念であっても報告・相談するなど、組織的な情報の集約と共有の徹底によるいじめ、不登校傾向の積極的認知と早期発見 ・年複数回のクラスマネジメントシートの実施 ○教育相談体制の充実 ・子ども相談センター・バトナでのカウンセリング ・スクールカウンセラーの全校配置（年間280時間配置を基本） ・スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置（令和元年度～） ・電話相談窓口「子ども相談24時間ホットライン（#7333番）」の設置 ・「子どもSNS相談@京都2023（京都市）」の設置（平成30年度～） ※令和3年度からは、府市協働での相談窓口を開設 (いじめ対策) ・年2回のいじめ記名式アンケートを実施 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も参画する「いじめ対策委員会」の設置（全校で設置）による未然防止や早期解決の取組 ・いじめ防止啓発ポスターの掲示 ・非行防止教室における啓発	いじめ・不登校対策	教育委員会事務局 生徒指導課 （℡213-5622）
不登校児童生徒への支援	(不登校児童生徒への支援) ○学校における不登校児童生徒の居場所づくり ・全教職員に配布している「心の居場所づくりハンドブックの活用」 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家も参画する「登校支援委員会」の設置による未然防止や早期解決の取組 ・別室登校や家庭訪問 ・ICTを活用した学習支援等、個に応じた支援の実施 ・別室登校の児童生徒を支援する学生ボランティア「学びのパートナー」の配置 ○学校外での多様な学びの機会等の確保 ・市内5か所に設置する「ふれあいの社」学習室での社会的自立に向けた取組 ・不登校特例校「洛風中学校」「洛友中学校」の設置 ・府内唯一の「洛友中学校夜間部」における形式卒業者の受入 ・フリースクール等民間団体と連携した家庭訪問・体験活動等	京都市教育相談総合センター 子どもバトナ	教育委員会事務局 生徒指導課 （℡213-5622）
文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業	芸術家等が社会課題へアプローチする際や、福祉施設等が文化芸術の取組に着手しようとする際の相談に対応する「Social Work / Art Conference (SW/AC)」の実施などにより、社会課題や困難の緩和につなげ、文化芸術による共生社会の実現に向けた基盤づくりに取り組む。 【実績】（令和5年度） ・相談件数 54件 ・普及啓発講座 2件	Social Work / Art Conference (SW/AC)	文化市民局 文化芸術企画課 （℡222-3119）
地域コミュニティ活性化策の推進	地域コミュニティサポートセンターの運営や地域活動への助成、各種啓発などを通じて、ICTツールの活用促進や顔の見える関係づくり、自治会・町内会への加入促進など地域が主体となって進める活動の支援に取り組んでいる。	京都市 自治会・町内会 & NPOおうえんポータルサイト	文化市民局 地域自治推進室 （℡222-3049）
LGBT等の性的少数者の人権尊重に関する取組	性の多様性についての理解を深めるため、啓発講座の開催など教育啓発に取り組むとともに、「誰ひとり取り残さない」共生社会の実現を目指して、性の多様性の理解と性的少数者の社会参加の促進に資する様々な取組を行う。 【主な取組実績】 ・コミュニティスペース（京都まあぶるスペース）の開催 令和3～5年度：毎年度4回 ・個別相談会の実施 令和3～5年度：毎年度4回 ・パートナーシップ宣誓制度（令和2年9月から開始） 宣誓組数：156組（令和6年3月31日時点） ・啓発リーフレット等の作成 職員向けハンドブック（平成30年11月、令和3年11月改訂） 市民向け啓発リーフレット（令和元年8月） 企業向けパンフレット（令和2年10月） 保護者向けリーフレット（令和3年10月） 「アライ」に関する啓発リーフレット（令和5年3月） ・企業向け啓発講座の開催 令和3～5年度：毎年度1回 ・その他啓発の取組 大丸京都店及びLGBT等の当事者団体と連携し、6月「プライド月間」における性の多様性に関する取組を実施（令和4～5年度）	LGBT等の性的少数者の人権尊重に関する取組	文化市民局 共生社会推進室 （℡222-3096）

不安を抱える女性に寄り添った相談支援事業	孤独・孤立で不安や困難・課題等を抱える女性を対象として、京都市男女共同参画センター（ウイングス京都）において、相談窓口「つながる相談室」を運営するとともに、ウイングス京都を中心として、主に女性支援を行うNPO法人等とも連携しながら居場所づくりを行う。	「市内居場所の御案内」 「つながる相談室」について	
DV対策事業	配偶者（事実婚・元配偶者を含む）や恋人など親密な関係の中で起こる暴力について、女性被害者を対象に初期の相談から自立までの切れ目のない体系的な支援を行う。 【支援内容】 ・電話相談、面接相談 ・カウンセリング、弁護士相談、精神科医による相談 ・緊急時における安全確保に向けた支援 ・保護命令に係る情報提供 ・福祉施策の情報提供、住居・就労支援等の自立支援 【実績】（令和5年度） 京都市DV相談支援センターの相談延べ件数 6,212件	DV相談支援センター	文化市民局 共生社会推進室 (Tel.222-3091)
	DVを含む、日常のさまざまな悩みや問題について、専門相談員による電話相談・面接相談を行っている。 【支援内容】 ・女性のための相談（電話／面接） ・男性のための相談（電話／面接） 【実績】 ・京都市男女共同参画センター（ウイングス京都）での相談件数（令和5年度） 女性のための相談のうちDVIに係る相談件数 413件 男性のための電話相談 23件 ・ウイングス京都での自立支援事業（令和5年度） DV被害者自立支援事業（6回） トラウマケアの読書会（10回）	ウイングス京都	
困難な問題を抱える女性に対する支援事業	性的な被害、家庭内の暴力、生活困窮等様々な困難を抱えてお困りの女性に対して包括的な支援を行う。 【支援内容】 ・電話相談、面接相談 ・カウンセリング、弁護士相談、精神科医による相談 ・緊急時における安全確保に向けた支援 ・福祉施策の情報提供、住居・就労支援等の自立支援	京都市女性のための相談支援センター「みんと」	
犯罪被害者・性被害者への取組	犯罪被害者等が受けた被害の回復・軽減に向けた支援等をワンストップで行うため、「京都市犯罪被害者総合相談窓口」を（公社）京都犯罪被害者支援センターに設置し、犯罪被害者等が中・長期にわたって必要な支援を受けられる体制を構築している。 【実績】 ○（公社）京都犯罪被害者支援センターへの相談件数（令和5年度） ・ 電話相談件数 773件 ・ 面接相談件数 392件 ・ 直接的支援件数 674件 【参考】 ○ 性被害者のためのワンストップ相談窓口（京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 愛称：京都SARA／所管：京都府）の周知や、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）連絡協議会への出席等	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター （京都市犯罪被害者総合相談窓口）	文化市民局 くらし安全推進課 (Tel.222-3193)
		犯罪被害者等支援	
消費者被害の防止・救済	1 消費生活相談 判断能力の低下等により、事業者との自主交渉が困難な高齢者等について、消費生活総合センターの消費生活相談員が事業者とのあっせん交渉を行うほか、消費者被害の防止・救済に向けての助言を行っている。 2 地域包括支援センター等との連携 社会福祉士、弁護士等が構成メンバーとなっている権利擁護ネットワーク会議等に参画し、消費生活相談窓口の周知、悪質商法や特殊詐欺の状況等に対する注意喚起や情報の提供を行っている。（R6.10.1時点で10区、2支所において実施。） また、隔月で「京・くらしの安心安全情報を作成」し、保健福祉局健康長寿企画課を通じて地域包括支援センターに同誌の情報を電子メールで配信するほか、各地域包括支援センターにおいて把握した悪質商法等による被害（未遂も含む。）について、当該センターが作成する詐欺事案等シートの情報提供を受けることにより、密な連携を図っている。 3 消費者安全確保地域協議会設置に向けた取組 消費者安全法に規定する、高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった者の消費者被害を防ぐため、地方公共団体や地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」の設置を第3次消費生活基本計画の重点取組と位置付け、計画期間内での設置に向けた取組を推進している。	京都市消費生活総合センター	文化市民局 消費生活総合センター (Tel.366-2250)

京都市外国籍市民総合相談窓口	外国籍市民等が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、多言語による情報提供及び相談を行う。 【設置場所】 kokoka京都市国際交流会館（左京区栗田口鳥居町2番地の1） 開館時間：9時～21時 電話（075）752-3511 休 館 日：月曜（祝日の場合は翌平日）及び年末年始 【対応言語】 来所：日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・フィリピン語（タガログ語）・タイ語・ポルトガル語・スペイン語（通訳タブレットなどにより対応） 電話：日本語・英語・中国語・ベトナム語 【実績】（令和5年度） 行政通訳：1,744件 法律相談：66件 ビザ相談：86件 カウンセリングデイ：114件 生活相談：6,974件	京都市外国籍市民総合相談窓口	総合企画局 国際交流・共生推進室 （Tel.222-3072）
親と子のこころのほっとライン（電話相談事業）	子育てのこと、友達や身体のこと、親子関係など、様々な悩みに直面しながら身近に相談できる相手がなく、一人悩んでいる親や子に対してボランティアが電話相談にあたり、相談者の心に寄り添った支援を行う。 【実績】（令和5年度） ・相談件数 1,176件	親と子のこころのほっとライン	子ども若者はぐくみ局 育成推進課 （Tel.748-0016）